令和８年度 熊本市沿岸地域防災計画検討業務委託

仕　様　書

第　1　章　　総　則

（適　用）

第１条　本特記仕様書は、熊本市が実施する「令和８年度 熊本市沿岸地域防災計画検討業務委託」（以下、「本業務」という。）に適用する。

（目　的）

第２条　本市西区および南区の有明海沿岸地域では、布田川・日奈久断層帯、南海トラフ巨大地震等に伴う津波災害や液状化災害、有明海特有の潮流や潮汐メカニズムの影響による高潮災害、さらに阿蘇地域からの洪水流下に伴う白川や緑川沿川での浸水被害等、様々な災害リスクを抱えている。本業務では、次年度以降に実施を予定する地域別の防災計画検討の基礎資料として、対象地域における浸水リスクなど、各種ハザードに対する脆弱性や、有事の際に命を守るための避難場所・避難施設等の状況について調査・整理することを目的とする。

（履行期間）

第３条　契約締結日から令和９年（２０２７年）３月３１日まで

　履行期間について、令和９年３月３１日限りとしているが、議会の承認を得た場合は、令和９年８月３１日まで履行期間を延長する。

（適用基準等）

第４条　本業務の実施にあたっては、本特記仕様書によるほか、次の各号に規定する法令及び規則・規定、共通仕様書、最新の技術基準及び参考図書等に基づき行うものとする。

１．熊本市設計業務等共通仕様書

２．その他関係法令等

（履行場所）

第５条　本業務の履行場所は、熊本市西区および南区の有明海沿岸地域の下記の６校区を対象とする。ただし、調査範囲について、変更が生じる場合は、委託者と受託者で協議の上、決定又は変更するものとする。

・対象とする校区：小島校区、中島校区、飽田西校区、銭塘校区、奥古閑校区、

川口校区

（管理技術者）
第６条　本業務実施にあたり、受注者は管理技術者もって秩序正しく業務を行わせるものとし、本業務の技術内容に応じた資格保有者（技術士：建設部門（都市及び地方計画又は河川、砂防及び海岸・海洋）またはRCCM（都市計画及び地方計画）の資格を保有する技術者を１名選任するものとする。

（照査技術者）
第７条　本業務実施にあたり、受注者は照査技術者もって秩序正しく業務を行わせるものとし、本業務の技術内容に応じた資格保有者（技術士：建設部門（都市及び地方計画）の資格を保有する技術者１名を選任するものとする。
なお、配置する管理技術者・照査技術者は相互に兼ねることはできない。

（疑　義）
第８条　本業務実施にあたり、関係法令及び本特記仕様書に定めのない事項等に疑義が生じた場合は、委託者（以下「甲」という）と受託者（以下「乙」という）で協議し、作業が円滑に進むように努めるものとする。

（秘密の保持）
第９条　「乙」は、業務上知り得た行政及び個人の情報に係わる秘密を一切漏らしてはならない。秘密保持義務は、本業務終了後も継続するものとする。

（提出書類）
第１０条　「乙」は本業務着手にあたり、契約締結後に速やかに関係書類を「甲」に提出し、その承認を受けなければならない。また、これを変更する場合も同様とする。
　業務計画書は契約締結後１５日以内に「甲」に提出し、その承認を受けなければならない。また、これを変更する場合も同様とする。

（完　了）
第１１条　「乙」は本業務完了と同時に完了届、納品書と共に成果品を納入し「甲」の検査を受けなければならない。なお、訂正を要する場合には、速やかに訂正し再検査を受けるものとする。

第　2　章　　業務内容

（業務内容）

第１２条　本業務の業務内容は、次のとおりとする。

（１）資料収集・整理

対象地域（本市西区および南区の有明海沿岸地域の６校区内）の成り立ち、地形・地質特性、流域特性、過去の災害履歴、各種ハザードマップ等の資料を収集し、想定される災害及び被害の内容について整理する。

また、地域の開発構想として、熊本市総合計画、熊本市都市マスタープラン、立地適正化計画等の上位・関連計画について収集・整理する。

さらに、対象地域内の自治会等に対してヒアリング調査を行い、対象地域内の自主防災の取組状況や地域特性、防災上の課題等について把握する。なお、ヒアリングに用いる調査票は「乙」が作成し、「甲」が各自治会への聞き取りを実施するものとする。

収集した資料をもとに対象地域の現地調査を行い、土地利用や避難場所等の現況について確認する。

（２）避難所・避難場所等の現況整理

対象地域の指定避難所および指定避難場所に関する資料を収集し、その整備状況について整理する。

また、各災害に対する避難場所の候補として、地域内の高台や避難場所として利用が想定される建物の有無等について整理し、災害種別ごとの避難場所としての適性について定性的に分析する。

（３）地域ごとの災害リスクの調査整理

対象地域について、学校区を地域単位として、各地域において想定されるハザードの種類、影響範囲、想定される被害について整理し、地域ごとの災害特性や地域の脆弱性などの災害リスクの概要をとりまとめる。

想定されるハザードは、高潮、津波、洪水等とし、過去の災害履歴やハザードマップ等から抽出する。

また、地域ごとの防災施設の整備状況や防災活動の取組状況など、地域防災計画に基づく防災・減災の取組等を把握し、現状の防災力について整理する。

（４）避難の考え方の整理

地域ごとの災害リスクと現状の防災力の整理結果を踏まえ、災害種別ごとの避難

の必要性、避難方法や避難場所等の基本的な考え方について整理する。

（５）地域別災害カルテの作成

前項までに整理した地域ごとの災害リスク、避難の考え方等を踏まえ、次年度以降に各地域で実施する【地域別の防災計画検討】の基礎資料として、『地域別災害カルテ』を作成する。

（６）報告書作成

本業務で実施した調査および検討結果について、以下の事項を中心に報告書としてとりまとめる。

・地域別の災害リスクの概要
・避難所・避難場所の現況および地域別課題
・地域別の避難の考え方
・地域別災害カルテ

（７）打合せ協議

打合せは業務着手時、中間２回、成果品納入時の計４回を基本とする。その他必要と認められるときは、随時打合せを行うものとする。

第　３　章　　成果品

（成果品）

第１３条　本業務における成果品は、次のとおりとする。

・報告書　　２部
・電子データ（正・副）　　各１部
・その他監督員が必要とみとめるもの